

規制の事前評価書

1. 規制の名称

高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

2. 担当部局

警察庁交通局交通規制課

3. 評価実施時期

平成21年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 目的

高齢社会の進展に伴い、高齢運転者の割合が高まる一方で（平成19年の70歳以上の免許保有者数・構成比は616万人・7.7%で、平成9年と比較してそれぞれ2.2倍、3.8%の増加）、高齢者にとって自動車は日常生活における不可欠な移動手段であることにかんがみ、高齢運転者等に対して安全で快適な駐車環境を提供する。

(2) 内容

駐車が禁止されている道路の部分（ ）又は時間制限駐車区間の一部について都道府県公安委員会が指定した区間（以下「高齢運転者等専用駐車区間」という。）においては高齢運転者等が運転する普通自動車に限り駐車することができることとする。また、都道府県公安委員会は、高齢運転者等の申請に基づき、当該高齢運転者等が届出に係る普通自動車の運転者であることを示す標章をあらかじめ交付し、高齢運転者等は、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している間、標章を当該普通自動車の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

（ ）従来すべての車両の駐車が禁止されていた道路の部分が高齢運転者等が運転する普通自動車に限り駐車できるようにする場合や従来すべての車両が駐車できた道路の部分の駐車を禁止とした上で高齢運転者等が運転する普通自動車に限り駐車できるようにする場合がある。

(3) 必要性

高齢運転者等専用駐車区間制度を実効あるものとするため、高齢運転者等以外の者が運転する車両の区間内における駐車を禁止する必要がある。また、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車の運転者が高齢者等であることを外形上識別可能とするため、高齢運転者等専用駐車区間に駐車する普通自動車を高齢運転者等にあらかじめ届出をさせ、駐車している間、届出に係る普通自動車の車両登録番号等が記載された標章を当該普通自動車の前面の見やすい位置に掲示させる必要がある。

5. 法令の名称・関連条項とその内容

道路交通法の一部を改正する法律（第45条の2、第49条の2、第49条の3、第49条の4、第49条の5、第49条の7、第119条の2、第119条の3、第120条、第121条関係）

6．想定される代替案

高齢運転者等が運転する普通自動車であることを識別する手段として、高齢運転者標識等を利用する。

高齢運転者等以外の者が運転する車両は、高齢運転者等専用駐車区間に駐車しないように努めなければならないこととする。

7．規制の費用

遵守費用

改正案では、高齢運転者等については、標章交付の申請に係る負担が発生する。高齢運転者等以外の者が運転する車両については、駐車ができないという負担が発生する。代替案では、高齢運転者等以外の者が運転する車両については、高齢運転者等専用駐車区間に駐車しないように努めなければならない負担が発生する。

行政費用

改正案では、高齢運転者等に対する標章交付に係る負担が発生する。また、高齢運転者等以外の者が運転する車両が高齢運転者等専用駐車区間に駐車した場合の取締りに係る負担が発生する。いずれの案においても、高齢運転者等専用の区間であることの趣旨を徹底するため、広報啓発活動等に係る負担が発生する。

その他の社会的費用

改正案及び代替案について、その他の社会的費用は発生しない。

8．規制の便益

改正案では、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車が高齢運転者等が運転する普通自動車であることの外形的識別及び違反して駐車している車両の排除が可能になる。その結果、制度を実効あるものとするができる。代替案では、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車が高齢運転者等が運転する普通自動車であることの外形的識別ができない。また、違反して駐車している車両を排除することができない。その結果、制度を実効あるものとするができない。

9．政策評価の結果

改正案では、必要最小限の費用により制度を実効あるものとするができる。一方、代替案では、広報啓発活動等に係る行政の負担が生じるにもかかわらず、違反して駐車している車両を実効的に排除できず、制度が機能しない。したがって、改正案を選択する必要がある。

10．有識者の見解その他関連事項

平成20年9月から12月にかけて「高齢運転者の支援に関する検討会」(座長：鈴木春男 自由学園最高学部長)において幅広く検討が行われ、「高齢運転者の支援策について」が取りまとめられたところ、その中では、高齢者等の運転する自動車の専用駐車区間の指定が提言されている。

11．レビューを行う時期又は条件

新設規制は、制度の実効性を確保するための必要最低限の措置であることから、見直しの必要性は想定され難いが、社会情勢に応じて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。